



復旧・復興の加速化の取り組み

復興庁宮城復興局

平成26年9月27日

工事が本格的に始まり、災害公営住宅および個人住宅の建築が本格化。
一日でも早く一戸でも多くの住宅を建設するために必要な支援体制を整備。

1. 工事加速化支援隊

- 災害公営住宅や高台移転について、県や市町村が掲げる目標どおりの完成に向けて、入札不調対策も含めて個別地区ごとの課題に対し、きめ細かく支援を行う新たな取組。
- 復興庁の市町村担当参事官等・復興局で構成する工事加速化支援隊が国土交通省と連携し、直接県・市町村に出向いて工事加速化の支援を行う。

2. 住宅自立再建ワンストップ説明会

- 住宅再建を考えている被災者を対象に、建築プランや資金調達に係る融資制度、必要な登記手続き等に関する住宅再建情報をワンストップで提供する説明会、個別相談会を定期的

3. 用地加速化支援隊

- 関係省庁の職員が協同して、市町村の用地担当者が直面する課題を解決。
- 具体的には、用地事務の外部委託、収用裁決申請書の作成、取得困難地の取得マネジメント等の実務を支援。

4. マンパワー不足への対応

- 復興庁で採用した司法書士を市町村に駐在。宮城県内では現在、塩竈市、石巻市、山元町にそれぞれ1名駐在。10月1日からは女川町に1名駐在予定。

被災者に安心できる住まいを一日でも早く一戸でも多く確保するため、県・市町村の「工事实施段階」の課題解決に向け、平成26年8月に「工事加速化支援隊」を創設。

背景・必要性

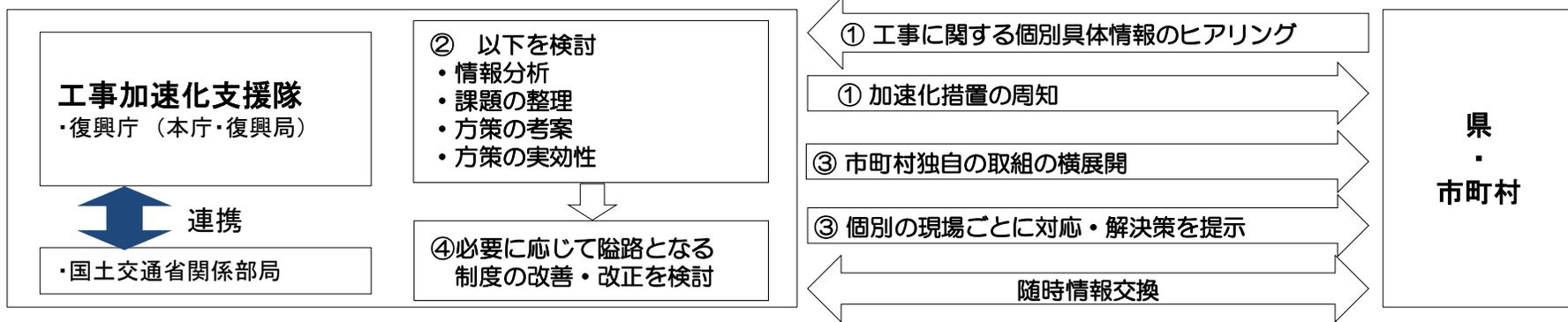
- 被災地における復旧・復興事業が本格化し、復興のステージが「計画策定」「用地取得」から「工事实施」の段階に移行
- 「工事实施段階」では個別具体の課題が現場で発生
- 災害公営住宅や高台移転の事業主体である県・市町村が掲げる目標どおりの完成に向け、直接市町村へ出向き、個別地区ごとの課題に対し、きめ細かく支援を行う新たな取組が必要

⇒ **工事加速化支援隊の創設**

ねらい・活動内容

- 復興庁の市町村担当参事官等・復興局で構成する工事加速化支援隊が、国交省と連携し、直接県・市町村に出向いて遅延状況やその理由、今後の見通し等について聞き取り、市町村への支援を行う。
 - ① 5弾に及ぶ加速化措置を周知する。
 - ② 市町村独自の有効な取組の横展開を図る。
 - ③ 個別の現場ごとに対応・解決を図る。
 - ④ 必要に応じて隘路となっている制度の改善・改正の検討を行う。

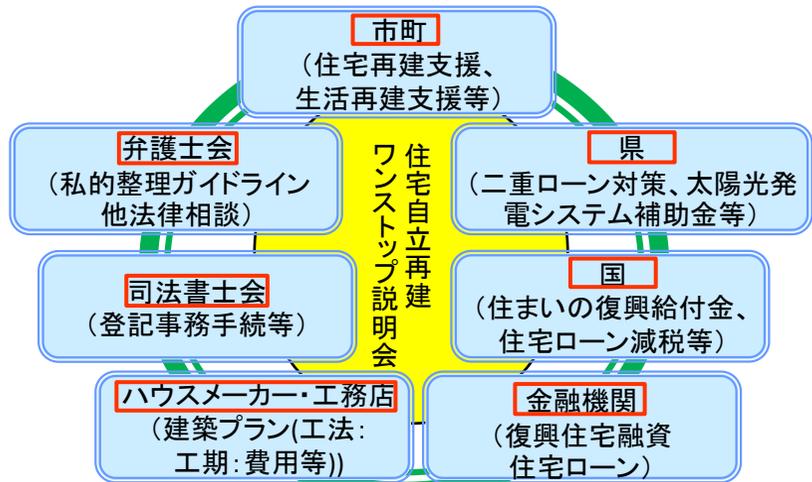
(参考) 体制図



【参考】住宅自立再建ワンストップ説明会等の開催

- 今年度から、防災集団移転促進事業等による宅地供給が大きく増加し、個人住宅の建築が本格化。
- そのような中、早くから住宅再建に係わる契約を進める被災者がいる一方、具体的な住宅建築等の段取りやその相談先に悩んでいる被災者も多い。
- 宮城復興局では、被災者の具体的な住宅再建の検討の契機となるよう「住宅自立再建ワンストップ説明会」を展開。
- 住宅再建を考えている被災者を対象に、建築プランや資金調達に係る融資制度、必要な登記等手続き等に関する住宅再建情報を幅広くワンストップで提供。

住宅自立再建ワンストップ説明会の構成機関



取組み状況

開催実績	今後の予定
○5/11 東松島市 「住宅自立再建ワンストップ説明会」	○ 9月頃 東松島市(セミナーのみ)
○6/22 気仙沼市・南三陸町 「住宅再建まるごと相談会」	○10月頃 石巻市・東松島市 (Ⅱ期)・女川町
	○11月頃 気仙沼市(Ⅱ期)



セミナー会場



個別相談会



展示ブース



セミナー会場



個別相談会



展示ブース

平成26年5月11日(日) 「東松島市」
「住宅自立再建ワンストップ説明会」 セミナー中心に 87人

平成26年6月22日(日) 「気仙沼市・南三陸町」
「住宅再建まるごと相談会」 相談会中心に 73組

【参考】用地加速化支援隊による市町村支援

用地取得等に困難な課題を抱える市町村の個別具体の事案の解決を支援するため、平成26年2月に関係省庁からなる「用地加速化支援隊」を創設。

背景・必要性

- 平成25年10月、用地取得手続を画期的に短縮する「用地取得加速化プログラム」をとりまとめ。
：財産管理制度や土地収用制度の手続期間の短縮、権利者調査や用地取得事務の外注の推進など
- しかし、市町村の現場においては、加速化措置を十分に活用しきれていない場合も。
これまでも関係省庁等からなる実務支援チームにおいて、外注のためのノウハウ提供、財産管理制度の申立ての支援、解決事例の情報提供等を行ってきたところ。
- 取得が困難な原因・事由等は個別性が強く、その解決にはノウハウ提供、事例提供以上の踏み込んだ新たな取組みが必要。

⇒ **用地加速化支援隊の創設**

ねらい・活動内容

- 取得が困難な用地※を対象に、個別の土地を巡る課題の解決を市町村とともに進める。
※相続手続未了、相続人多数、共有者多数、休眠抵当権など
- 具体的には、対象となる土地の登記記録、図面、戸籍、相続、地権者の意向等の個別具体の情報を市町村から聞き取り、復興庁(本庁・復興局)、法務局、地方整備局が、関係機関と連携し、行政手続、司法手続、民間の実務など、多様な専門的知識を活用※して課題の解決を図っていくもの。
※家裁の調停・審判手続の活用、供託による抵当権抹消手続の活用など
- 復興庁で採用し被災市町村に駐在する司法書士とも連携。

(参考) 体制図

